

練馬区議会議員(無所属)

# かとうき桜子 区政レポート



2014年12月号

(議会報告通号 Vol. 79)

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102

電話 03-3978-4154 FAX03-3978-4158

HP <http://www.sakurako-nerima.com/>

メール sakurako\_happy\_society@yahoo.co.jp

メールマガジン発行中!

## 12月の駅でのチラシ配布はイレギュラーになります。

いつも駅での区政レポート配布は、おおむね以下のようなスケジュールで実施し、1ヶ月で1巡すると新しいレポートを発行するというペースでおこなっています。

- ・毎週月曜日 大泉学園駅北口
- ・火曜日のうち月2回 大泉学園駅南口
- ・水曜・木曜のうち月3回 保谷駅北口・南口
- ・金曜日のうち月2回 石神井公園駅北口

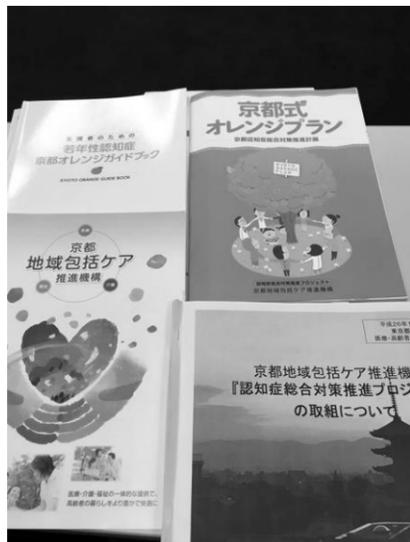


しかし、今月はイレギュラーな曜日に配布することがありますので、ご了承ください。

理由は、12月2日～14日に総選挙、12月14日～21日に西東京市議会議員選挙がおこなわれるためです。選挙期間中は、選挙がおこなわれる地域において、その選挙と関係のない政治活動もしてはいけないというきまりが公職選挙法に定められているのです。

そのため、2日～14日はどの駅でのレポート配布も休止し、14～21日は保谷駅での配布は休止しますので、代わりに別の曜日で配布する場合があります。

## 議会の視察に行ってきました



写真左：京都府医師会館にて  
写真右：京都の地域包括ケア、認知症ケアに関する資料

## 宮城県気仙沼へのカンパ、引き続き募集しています。

市民ふくしフォーラム・東北応援プロジェクトでは、東日本大震災で津波の被害・地盤沈下の起きた宮城県気仙沼市にある仮設の復興商店街・南町紫市場の応援をしています。2011年12月の商店街開設時からカンパを続けています。2011年12月～2014年11月20日までで累計109万2990円をお送りしています。

いよいよ来年には本設の商店街の着工がされると聞いていますが、実際に商店街が再建できるまでにはまだ時間がかかるとおぼやかれます。また、私たちがお送りしているカンパは、本設に移行する際にかかる費用に充てたいと考えてくださっているそうですので、仮設から本設に移行できるまではカンパを続けたいと思っています。引き続きの応援をお願いします。

【郵便振り込み・口座番号】

00130-2-496362 市民ふくしフォーラム (振込用紙の通信欄に「気仙沼募金」とお書きください。)

【銀行振り込み：ゆうちょ銀行からは手数料無料です】

ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 0496362 シミンフクシフォーラム

(こちらからお振込の場合は、別途、ご連絡先をメールまたはFAXにてお知らせください。)

メール sakurako\_happy\_society@yahoo.co.jp FAX 03-3978-4158

## かとうき桜子プロフィール

- 1980(昭和55)年生まれ。桐朋女子中学・高校、慶應義塾大学文学部を卒業。大学在学中にホームヘルパー2級の資格を取得、さらに福祉の勉強をするために上智社会福祉専門学校(夜間)に学ぶ。
- NPOにて介護の仕事をする中で、地域福祉・地域社会にさらに深く関わることをめざし、2007年、区議会議員選挙にて初挑戦、初当選。
- 2010年3月立教大学大学院・21世紀社会デザイン研究科を修了。
- 2011年4月、練馬区議会議員選挙で、2期目に当選。



二〇一四年十二月

かとうき 桜子

【京都地域包括ケア推進機構】  
地域包括ケアは、高齢者が地域で生活するのに必要なサポート体制を医療・介護など関係する分野が連携しながら整えていくというもので、市町村でそれぞれ体制を作ろうとしていることが多くありますが、京都府が音頭をとっています。事務局は京都府医師会の中にあります。事務局の構成メンバーは医療や福祉に関わる様々な団体の事務局に行政職員が机の上だけで計画づくりをするものではないよう、高齢者ご本人と会う立場にある医療・介護の現場の人たちが主体的に関わって進めているようです。

また、認知症の人へのサポート体制についての計画であるオレンジプランは、認知症の本人の視点に立ってつくられていますし、若年性認知症の当事者を講師として呼んでお話を伺い施策に活かすという取り組みもなされています。

このように都道府県が積極的に地域包括ケアに関わっていることはまだ少なく、広島、宮城で少しずつ始まりつつあるという状況です。

【北九州市総合療育センター】  
1965年に開設し、現在は重症心身障害児者の入所・通所・ショートステイ・3歳までの発達障害のケアなどを中心に行っているそうです。

障害のある子が初めて外来を予約し、受診して障害の状態の判断をされた上で支援内容が決定するまでには数ヶ月待つ状況にあり、その間ご家族は先の見通しが立たずとても不安です。そこで北九州では、まだ診断されていなくても相談を受けられる事業を活用し、当面のご家族のサポートをしていくそうです。障害のある子の相談の場は練馬区でも同様に待機の期間が長いので、北九州のような対応は練馬区でも必要です。

また、経管栄養や人工呼吸器など医療的ケアが必要な場合、福祉施設で受け入れられない場合も多いのですが、北九州ではこうしたケアに必要な人も受け入れていています。

障害のある子のケアをしている間、障害のない兄弟への対応が不十分になりがちという課題もありますが、この施設では兄弟を預かるボランティアのしくみもあるそうです。

10月に健康福祉委員会の視察で北九州、11月に医療・高齢者等特別委員会の視察で京都・奈良に出かけてきました。

北九州では市立総合療育センターの視察と健康づくりに関する施策の話、京都では地域包括ケア、奈良では市立病院の状況についてきました。ここではそのうちのいくつかをご紹介します。

# 練馬区の犯罪被害者支援・その後の進捗状況

## 市区町村で体制が不十分な犯罪被害者支援について議会で指摘

9月号のかとうぎ桜子区政レポートで、犯罪被害者支援のことを特集いたしました。2004年に犯罪被害者等基本法ができ、国や都道府県、弁護士会等による被害者支援のとりくみは一定進みつつありますが、市区町村レベルの自治体で被害者の日常生活のサポートをしていく体制はまだまだ不十分であるという課題を指摘したものです。都内では杉並区・中野区・多摩市・国分寺市だけが専門の相談窓口を置いており、その中には犯罪被害にあった方の日常生活にかかわる手続きの支援や家事をサポートする協力員の派遣などをおこなっている自治体もあります。しかし、練馬区のみならず多くの自治体で被害者支援の必要性自体がまだ十分に把握されていないことが大きな課題です。

9月号のレポートで紹介したこの内容を議会でも担当者にぶつけ、解決すべきであると指摘しました。そして、少し改善した部分がありますので、今回のレポートで紹介いたします。

練馬区ではこれまで、具体的な犯罪被害者支援のとりくみをしてきませんでした。被害にあった方が生活のこと、健康のこと、健康保険のことや子育てのことなどに悩みを抱えた場合、本人がひとりですべての担当窓口に行って相談するしかないのです。

## 二次被害に関する相談窓口、付添サポートの必要性

練馬区は犯罪被害に関する区としての基本姿勢を示す「基本方針」と、行政の各窓口で職員が犯罪被害について心ない言葉をかけることによって起こる二次被害を防ぐための「支援の手引」をつくることとごまっています。練馬区のホームページで犯罪被害者支援のページを見ても、上記の方針、手引きが載っており、また警察や被害者支援都民センターというほかの団体の連絡先が紹介されているだけで、練馬区の担当窓口の連絡先も載っていませんでした。

そうなるも、もし実際に行政の窓口で二次被害にあったしまった時にどこに苦情申立・相談をすればいいかさえ分からないのです。

行政は本来、苦情を受け付けた上で当事者双方の主張を聞き、再発防止に取り組まなければならないはずですが、それができていないのです。そこで、少なくとも二次被害の相談先はどこなのか、誰にでもわかるよう明確化すべきであると指摘しました。

また、今年度から練馬区ではDV被害者への支援は充実させていて、DV被害者が行政の窓口で手続きしなければならぬものは、支援担当の相談員が付き添っていくサポートをしています。そうすることでDV被害にあった方の負担軽減を図っているのですが、これは幅広く犯罪被害者全体に適用すべき支援であると指摘しました。

これらの指摘に対して、担当課長は「犯罪被害者支援の担当窓口は人権・男女共同参画課であることを明確にしてホームページなどで区民の皆さんに周知したい」「犯罪被害にあった当事者が申し出たときには各行政窓口への付き添いも実施する」と答弁しました。

そして、ホームページは11月に左ページ掲載のように改善しました。

練馬区の犯罪被害者支援の体制はまだ緒に ついたばかりです。今後より改善を求めたいと思います。

練馬区ホームページより。  
このページは2014年1月5日に更新されている。  
一番下の、区の担当窓口連絡先が新たに記載された。

練馬区  
Nerima City Office

暮らしのガイド | 施設案内 | 区政情報 | 学ぶ・楽しむ

現在のページ > トップページ > 区政情報 > 啓発 > 人権・男女共同参画 > 犯罪被害者等支援 > 犯罪被害者等支援 — 区の取組 —

犯罪被害者等支援 — 区の取組 —

更新日: 2014年11月5日

区では、だれもが暮らしやすい安全で安心の地域社会づくりのために、区民の皆さまと協力し、地域の防犯体制を強化するなど努力を続けています。

最近数年間の区内刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、社会全体では犯罪の凶悪化・無差別化など、様々な犯罪が跡を絶ちません。

犯罪被害者等の方々には、犯罪そのものによって精神的、身体的、そして経済的に被害を受けるばかりではなく、周囲の人からの配慮のない言動や中傷、捜査や裁判過程、各種行政機関の窓口での対応、さらには過剰な報道なども深く傷つくことがあります。これらは二次的被害といわれ、重大な人権侵害の一つです。

国は、これらの犯罪被害者等の方々の置かれている立場を人権として捉え、平成16年に「犯罪被害者等基本法」を制定しました。同法において、犯罪被害者等の方々の支援のために、国、地方公共団体および国民の責務を明らかにすることを規定しており、東京都は平成20年1月「東京都犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、区においては平成21年3月「練馬区犯罪被害者等支援基本方針」を策定し犯罪被害者等の方々のための施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の方々の権利利益の保護を図ることとしました。

区の基本方針においては、人権・男女共同参画課を施策担当窓口とするほか、庁内各組織の機能を最大限活用し、犯罪被害者等の方々への支援を総合的に推進し、犯罪被害者等の方々の権利や利益および個人情報保護の確保に万全を期することとしています。

区の各窓口は、犯罪被害者等の方々にとって最も身近な支援の窓口です。

区の窓口からの二次的被害を防止し、各窓口で活用できる施策・事業等は積極的に犯罪被害者等の方々に対して提供し支援していくことが大切です。

また、区で働くすべての職員が犯罪被害者等の方々の立場を理解し、区の窓口での二次的被害を防止すること、つぎに、警察や民間団体等と連携を図りながら、区の犯罪被害者等支援を一層効果的に推進していくことを目指しています。

練馬区犯罪被害者等支援基本方針

練馬区犯罪被害者等支援基本方針(PDF:646KB)

平成21年3月「練馬区犯罪被害者等支援基本方針」を策定し、区は犯罪被害者等支援施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることとしました。

犯罪被害者等支援の手引 — 二次的被害防止のために —

犯罪被害者等支援の手引 | 二次的被害防止のために(PDF:4.634KB)

区内部の組織間および警察等関係機関等との連携を強化し、犯罪被害者等支援を効果的に推進していくことを目的とした職員用の「犯罪被害者等支援の手引 | 二次的被害防止のために」を平成22年2月に発行しました。

支援を行っている関係機関等との連携

区内三警察署

事件、事故の通報、犯罪被害に関する相談		
区内三警察署警務課または 犯罪被害者支援担当	練馬警察署 練馬区豊玉北5丁目2番7号	電話: 03-3994-0110
	光が丘警察署 練馬区光が丘2丁目9番8号	電話: 03-5998-0110
	石神井警察署 練馬区石神井町6丁目17番26号	電話: 03-3904-0110

区内三警察署では、各署に犯罪被害者支援要員を配置し、殺人・傷害事件等重大な犯罪被害の直後から被害者支援を行っています。

警視庁の犯罪被害者支援 ホームページ

公益社団法人 被害者支援都民センター

名称	所在地	電話番号等	受付時間等
東京都公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体 東京都総合相談窓口	新宿区戸山3丁目 18番1号	電話: 03-5267-3336 ファックス: 03-5267-3387	月曜、木曜、金曜 9時30分から17時30分
公益社団法人 被害者支援都民センター		火曜、水曜 9時30分から19時	

公益社団法人 被害者支援都民センターでは、専門相談員による相談、各種支援制度の紹介、情報提供などを行っています。その他、電話等での相談内容に応じて、面接相談、自宅訪問、警察署・検察庁・裁判所などへの付添い、被害直後における一時的な居住場所の提供、精神科医等によるカウンセリング、自助グループへの交流支援を行っています。

相談・支援は無料で秘密は厳守です。また、プライバシーポリシーを定めてあり個人情報の取扱いは厳格です。

公益社団法人 被害者支援都民センター ホームページ

練馬区犯罪被害者等支援推進連絡会議

区では、区の組織間、区内三警察署および公益社団法人 被害者支援都民センターとの間に、犯罪被害者等支援に関する情報交換の場として、練馬区犯罪被害者等支援推進連絡会議を設置し、連携の強化と支援の充実に努めています。

区の犯罪被害者等支援全般についてのお問い合わせ・ご相談は練馬区総務部人権・男女共同参画課 人権啓発担当係まで【区役所東庁舎5階】

電話: 03-5984-1452  
FAX: 03-3993-6512  
電子メール: [inkendab@city.nerima.tokyo.lg.jp](mailto:inkendab@city.nerima.tokyo.lg.jp)